(郵便報知新聞)　(本號六面)　明治二十一年十二月二十日　(定價二錢)

時事新報

時事新報は日本國中唯一の毎日刊行新聞紙なり

第二千百四十四號
明治廿一年十二月二十日水曜日
(乙、丑)
戊子十一月十八日
日出午前六時四十八分　日入午後四時二十分
月出午後六時六分　月入午後七時五十六分
潮汐午前六時二十六分　午後六時四十三分
(西曆一千八百八十八年)

時事新報

東洋問題（昨日の續）

前日來述べたる如く露國は朝鮮の國境慶興府に居留地を設け陸路往來の便を得たると同時にサイベリヤの鐵道落成して露京と浦鹽斯德との連絡通ずるに至らば東洋に對する兵略上の運動必ず活潑なるべしとの說われども本論の初にも記したる通り縱へ鐵道全く通じたりとて幾千幾萬の兵を無人荒涼の野に屯せしむる能はざるは明白なるが故に其邊の掛念は先づ以て無用なる可し或は露は朝鮮を席捲して之を奪ふの考なきを期せざれども露ふして彌々その形迹を顯はすに於ては支那は斷然朝鮮に與して以て中途より露軍の行路を斷つまと容易なる可し即ち鐵道の斷の一策ふして露國の危險み れより大なるなければ其政略は暫く武斷ふ出るを慮して殖民開拓、人を移し地を耕し戶口繁殖、土着の兵を利用し得るの時に至り始めて果斷の策に訴ふるも時機遲しと云ふ可らず是ふ於てサイベリヤに囚徒を流すの法を改め只壯丁を募りて移住開墾を奬勵し浦鹽斯德の港を治めトムスク府の大學を設け近來露國政府のサイベリヤ殖民に汲々たる其證例は一ふして足らざるあり露國朝鮮陸路通商條約の如きも條を逐て論ずる時は朝鮮の不利益大なりと雖も利不利の缺は扨置き直ふ露の保護國たらざりしみそ僥倖なれと云ふ可きのみ他年の事は豫めトす可らざれども露國現在の政策は正に自國の開拓ふ忙はしくして他國の土地を想ふに遑あらざる折あれば謂ゆる東洋問題の破裂の時機も尙未だ眼前咫尺に迫らずして多少の餘餘ありと知るべし

右の想像ふして遠く實際に外るゝふとなからんには我輩は露國の貿易ふ關して一言以て世人の注意を乞はざる可らず昨二十年中浦鹽斯德の貿易表を覽るに輸入總計五百七十四萬一千四百六十七ルーブルにして之を各國に分つふ

露國	二、〇一六、二二七	獨逸	一、三一九、四四五
英國	四八六、五七七	米國	四四六、五四一
支那	五八六、六三二	諸外國	三九、一四四
日本	八四六、九〇一	總計	五、七四一、四六七

又貨物輸入の汽船分けは、

露國商船	七、三國一頓		
諸外國商船	二三、八二四噸	一、七二五、八八二	
日本郵船高千穗丸	八、一三二噸	二、二二九、九〇四	
合計	三九、二七〇噸	一、七八五、六八一	
		五、七國一、四六七	

我日本は浦鹽斯德と一葦對岸の國ふして朝鮮を除けば距離最も近きのみならず長崎は恰も其咽喉を爲すが故ふ來往の船舶概ねみれふ寄港せざるあくして日本商人は浦鹽斯德の貿易を專有し得るの位地に立ちながら商業の多分は猶遇人に左右せられ毎年四月より十一月までの日本定期の航路さへも半以上は外國商人の貨物を乘せ其運賃ふ依て日本貨物の不足を補ふ次第なれども其賃は日本より輸出す可き貨物おきに非ず今日の實際に於て外國人は常ふ我市場ふ來り露國向の貨物を買出して之を日本の艘に托し浦鹽斯德に到れば朝から販賣交易して巨大の利を占ひれども日本人は唯運搬の勞を取るのみにして恰も他人の爲めふ嫁衣を製するが如きは我輩の平生遺憾とする所あり況して今後サイベリヤの鐵道開けて內地の殖民盛なるふ於ては西洋人は倍々ふの機に乘じて利を射るに反對し日本人は因循不斷、糧を敵に假して遂ふ自ら飢渴するの笑を招くあしと云ふ可らず朝鮮の貿易と雖も亦然り今日幸ふ先輩の蔭を以て朝鮮貿易の大半を占ひると雖も近來支那人の勢力盛にして我商權を奪はれんとする折柄露國も陸路通商條約ふ基き內地より外國貨物の販路を弘めたらば八分乃至三割の關稅を課せらるゝ海港貿易は五分稅の陸路貿易に制せられ隨て日本人か元山釜山ふ於て營む所の商賣も浦鹽斯德を經て興與ふその溝路を轉するあしと云ふ可らず我輩の窃ふ憂ふる所なり

世人の東洋問題を說くものは往々にして露國に野心あればサイベリヤ鐵道の落成以後は兵略上必ず活潑の運動あるみとならんと想像すれども我輩は兵略上ふ於て敢て之を恐れず唯商略上より日本人の因循姑息にして永遠、人後ふ瞻若たらんみとを掛念するのみ干戈殺伐の事は言はず平和の戰爭は露國朝鮮の間に起りて漸く大問題に至らんとする今日なれば我輩は重て朝鮮開立の運命に關する鄙見を陳べて識者に質す所ある可し

（完）

官報

勅令

第二十七條　氣象課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
一　氣象觀測ニ關スル事項」二　氣象報告ニ關スル事項」三　海陸氣象ニ關スル事項」四　氣象觀測器械檢査ニ關スル事項」五　天氣豫報ニ關スル事項」六　暴風警報ニ關スル事項」七　地震驗測ニ關スル事項」八　地磁氣驗測ニ關スル事項」九　空中電氣驗測ニ關スル事項

朕陸軍刑法中改正ノ件ヲ裁可シ玆ニ之ヲ公布セシム

御名御璽

明治二十一年十二月十八日

內閣總理大臣伯爵黑田清隆
陸軍大臣伯爵大山巖

朕海軍刑法中改正ノ件ヲ裁可シ玆ニ之ヲ公布セシム

御名御璽

內閣總理大臣伯爵黑田清隆
海軍大臣伯爵西鄕從道

明治二十一年十二月十八日

法律第三號

陸軍刑法中左ノ通改正ス

第十二條第一項　第九十五條ノ下第百五條ノ四字ヲ加フ○第五十四條　軍人敵ヲ利スル爲メ土地道路ノ要害險夷ヲ指示シ若クハ攻守ノ用ニ供スヘキ圖書及ヒ暗號記號ヲ開示シ若クハ秘密ヲ要スル兵器彈藥ノ製法其他軍機軍情ヲ漏洩スル者ハ死刑ニ處ス○第百五條　軍人秘密ヲ要スル圖書兵器彈藥ノ製法其他軍事ニ關スル機密ヲ漏洩スル者ハ三月以上三年以下ノ輕禁錮ニ處シ將校ハ剝官ヲ附加ス

朕海軍刑法中改正ノ件ヲ裁可シ玆ニ之ヲ公布セシム

御名御璽

內閣總理大臣伯爵黑田清隆
海軍大臣伯爵西鄕從道

明治二十一年十二月十八日

法律第四號

海軍刑法中左ノ通改正ス

第九十五條ノ下第百五條ノ四字ヲ加フ○第五十四條　軍人敵ヲ利スル爲メ土地道路ノ要害險夷ヲ指示シ若クハ攻守ノ用ニ供スヘキ圖書及ヒ暗號記號ヲ開示シ若クハ秘密ヲ要スル兵器彈藥ノ製法其他軍機軍情ヲ漏洩スル者ハ死刑ニ處ス○第百五條　軍人秘密ヲ要スル圖書兵器彈藥ノ製法其他軍事ニ關スル機密ヲ漏洩スル者ハ三月以上三年以下ノ輕禁錮ニ處シ將校ハ剝官ヲ附加ス

第九十二條ノ上ニ第八十四條ノ五字ヲ加フ○第八十四條　軍人敵ヲ利スル爲メ土地道路ノ要害險夷ヲ指示シ若クハ攻守ノ用ニ供スヘキ圖書及ヒ暗號記號ヲ開示シ若クハ秘密ヲ要スル兵器彈藥ノ製法其他軍機軍情ヲ漏洩シタル者ハ死刑ニ處ス○第八十四條　軍人秘密ヲ要スル圖書兵器彈藥ノ製法其他軍事ニ關スル機密ヲ漏洩シタル者ハ三月以上三年以下ノ輕禁錮ニ處シ將校ハ剝官ヲ附加ス

朕內務省官制中改正ノ件ヲ裁可シ玆ニ之ヲ公布セシム

御名御璽

內閣總理大臣伯爵黑田清隆

內務省官制中左ノ通改正ス

第二十四條　地理局ニ地籍課地誌課氣象課ヲ置キ其事務ヲ分掌セシム

第二十七條　氣象課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
一　氣象觀測ニ關スル事項」二　氣象報告ニ關スル事項」三　海陸氣象ニ關スル事項」四　氣象觀測器械檢査ニ關スル事項」五　天氣豫報ニ關スル事項」六　暴風警報ニ關スル事項」七　地震驗測ニ關スル事項」八　地磁氣驗測ニ關スル事項」九　空中電氣驗測ニ關スル事項

朕藥材其他無稅輸出ノ件ヲ裁可シ玆ニ之ヲ公布セシム

御名御璽

明治二十一年十二月十八日

內閣總理大臣伯爵黑田清隆
大藏大臣伯爵松方正義

勅令第八十三號

外國ニ輸出スル左ノ物品ハ明治廿二年一月一日ヨリ海關稅ヲ免除ス

但課稅ヲ要スルトキハ六箇月前ニ之ヲ公布スヘシ

一藥材（樟腦ヲ除ク）製藥、染料、彩料、阿膠、魚膠、蠟燭、墨類、印肉、洗粉、石鹼、磨齒粉、靴墨
一醫衛用諸品、衛生用諸品、香類、化粧用品
一織物、編物、組物、絲絲、組絲、綢絲、釣絲、弦線、綱繩類
一反古類
一工作ヲ加ヘタル木材木片及板
一金屬製ノ線釘箔及薄延板
一寶石、印材、玻璃、琥珀、雲母、石綿、石、土、砂、湯ノ花
一灰類、セメント、コーク、鋼炭、油烟、木炭、薪
一山蔴、山蔴絲、綿（眞綿ヲ除ク）麻苧
一草木ノ皮根莖葉花及脂、絲瓜、竹材、竹皮、棕櫚皮、蘇鐵葉
一柿澁、鞣、糠、蓬艾、槇肌、漿粉
一穀類、蔬菜、果實、植木、苗、種子
一穀類蔬菜果實幹根等ヲ以テ製シタル食物、鱻詰及鹽詰食物
一菌類（椹茸ヲ除ク）
一菓子、酒類、酢、醬油、油類、製造煙草
一搾粕類
一禽獸蟲類、卵類、獸肉、獸脂、乾酪、乳油、蜂蜜
一骨、角、羽、毛、甲、介殼、筋、牙、蹄、魚胖、鯨鬚、珊瑚、眞珠

一生魚、鰹節
一海草（昆布刻昆布石花菜及寒天ヲ除ク）

○特許發明實施の狀況

捻絲器械　茨城縣平民谷口彌惣次、同竹內隆次○本發明は明治十三年六月始て考案を起し一器械を構造して常に試驗をなせるも尙は好結果を得さり之仍て更に工夫を凝し遂に之を完成するを得て明治二十年四月特許を得爾來之を實施し本年四月迄一年一箇月を經過せり○販賣の數額十箇此價額四十圓なり○販路は竹內隆次に於て製絲業の餘暇ふ之を製造するのみふて其額少數なるを以て未た擴かるへき場合ふ至らす○特許以來精算せされとも大概損益なし○本發明は之を用ひて自製の生絲を捻り又他の注文に應して器械を製造し之を販賣するを以て實施の目的となせり然れとも昨二十年は製絲業一般に不振の狀況なりしを以て本器械の如きも聯來者甚だ少かりき

塗漆發色法　廣嶋縣平民田原榮○本發明は明治二十年十二月より實施し本年四月迄五箇月を經過せり○此方法を使用して製造せる物品販賣の數額凡そ百四十一種此價額五百四十三圓なり○販路は從來唯漆器商の需要ふ應するのみなると實施の日未だ淺きとふ依り未だ普及するに至らざるも漸次內外の需要增加の景況あるを以て充分擴張の見込なり○特許に依り生せる利益は販賣額の二割即ち百八圓餘なり○本發明實施の形跡は此方法を應用して製造せる器物のみを販賣し未だ此方法所用の彩漆を販賣せず

生絲繰返し機械　山形縣士族武藤もん○本發明は明治二十年三月より實施し本年四月迄一年二箇月を經過せり○販賣の數額二十一箇、此價額六百三十八圓四十錢あり○販路は漸次擴張せるの狀況なり○特許紡績機　奈良縣士族玉置輝四郎、同玉置洋三○本發明は明治十九年三月より實施し本年四月迄二年二箇月を經過せり○販賣の數額三十九箇、此價額三千六十圓なり○販路は重に大坂ふ開け漸次他方に擴かんとす

内務省官制中改正ノ件ヲ裁可シ玆ニ之ヲ公布セシム

御名御璽

明治二十一年十二月十八日

內閣總理大臣伯爵黑田清隆

勅令第八十二號

內務省官制中左ノ通改正ス

第二十四條　地理局ニ地籍課地誌課氣象課ヲ置キ其事務ヲ分掌セシム

第二十七條　氣象課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
一　氣象觀測ニ關スル事項」二　氣象報告ニ關スル事項」三　海陸氣象ニ關スル事項」四　氣象觀測器械檢査ニ關スル事項」五　天氣豫報ニ關スル事項」六　暴風警報ニ關スル事項」七　地震驗測ニ關スル事項」八　地磁氣驗測ニ關スル事項」九　空中電氣驗測ニ關スル事項

朕藥材其他無稅輸出ノ件ヲ裁可シ玆ニ之ヲ公布セシム

御名御璽

明治二十一年十二月十八日

內閣總理大臣伯爵黑田清隆
大藏大臣伯爵松方正義

勅令第八十三號

外國ニ輸出スル左ノ物品ハ明治廿二年一月一日ヨリ海關稅ヲ免除ス

但課稅ヲ要スルトキハ六箇月前ニ之ヲ公布スヘシ

一藥材（樟腦ヲ除ク）製藥、染料、彩料、阿膠、魚膠、蠟燭、墨類、印肉、洗粉、石鹼、磨齒粉、靴墨
一醫衛用諸品、衛生用諸品、香類、化粧用品
一織物、編物、組物、絲絲、組絲、綢絲、釣絲、弦線、綱繩類
一反古類
一工作ヲ加ヘタル木材木片及板
一金屬製ノ線釘箔及薄延板
一寶石、印材、玻璃、琥珀、雲母、石綿、石、土、砂、湯ノ花
一灰類、セメント、コーク、鋼炭、油烟、木炭、薪
一山蔴、山蔴絲、綿（眞綿ヲ除ク）麻苧
一草木ノ皮根莖葉花及脂、絲瓜、竹材、竹皮、棕櫚皮、蘇鐵葉
一柿澁、鞣、糠、蓬艾、槇肌、漿粉
一穀類、蔬菜、果實、植木、苗、種子
一穀類蔬菜果實幹根等ヲ以テ製シタル食物、鱻詰及鹽詰食物
一菌類（椹茸ヲ除ク）
一菓子、酒類、酢、醬油、油類、製造煙草
一搾粕類
一禽獸蟲類、卵類、獸肉、獸脂、乾酪、乳油、蜂蜜
一骨、角、羽、毛、甲、介殼、筋、牙、蹄、魚胖、鯨鬚、珊瑚、眞珠

一生魚、鰹節
一海草（昆布刻昆布石花菜及寒天ヲ除ク）

○特許發明實施の狀況

捻絲器械　茨城縣平民谷口彌惣次、同竹內隆次○本發明は明治十三年六月始て考案を起し一器械を構造して常に試驗をなせるも尙は好結果を得さり之仍て更に工夫を凝し遂に之を完成するを得て明治二十年四月特許を得爾來之を實施し本年四月迄一年一箇月を經過せり○販賣の數額十箇此價額四十圓なり○販路は竹內隆次に於て製絲業の餘暇ふ之を製造するのみふて其額少數なるを以て未た擴かるへき場合ふ至らす○特許以來精算せされとも大概損益なし○本發明は之を用ひて自製の生絲を捻り又他の注文に應して器械を製造し之を販賣するを以て實施の目的となせり然れとも昨二十年は製絲業一般に不振の狀況なりしを以て本器械の如きも聯來者甚だ少かりき

塗漆發色法　廣嶋縣平民田原榮○本發明は明治二十年十二月より實施し本年四月迄五箇月を經過せり○此方法を使用して製造せる物品販賣の數額凡そ百四十一種此價額五百四十三圓なり○販路は從來唯漆器商の需要ふ應するのみなると實施の日未だ淺きとふ依り未だ普及するに至らざるも漸次內外の需要增加の景況あるを以て充分擴張の見込なり○特許に依り生せる利益は販賣額の二割即ち百八圓餘なり○本發明實施の形跡は此方法を應用して製造せる器物のみを販賣し未だ此方法所用の彩漆を販賣せず

生絲繰返し機械　山形縣士族武藤もん○本發明は明治二十年三月より實施し本年四月迄一年二箇月を經過せり○販賣の數額二十一箇、此價額六百三十八圓四十錢あり○販路は漸次擴張せるの狀況なり○特許紡績機　奈良縣士族玉置輝四郎、同玉置洋三○本發明は明治十九年三月より實施し本年四月迄二年二箇月を經過せり○販賣の數額三十九箇、此價額三千六十圓なり○販路は重に大坂ふ開け漸次他方に擴かんとす